

事 務 連 絡

平成19年3月8日

都道府県労働局労働基準部

労 災 補 償 課 長 殿

厚生労働省労働基準局労災補償部補償課

職 業 病 認 定 対 策 室 長 補 佐

石綿による肺がん事案に係る新聞報道について

先般、石綿による肺がん事案について、監督署が行った不支給決定が審査官により取り消された旨の報道がなされたところである（別紙記事参照）。

本件報道の記事のうち、「調査を尽くさない労災認定行政」、「背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず」との記載は事実と全く異なり、適切さを欠く表現となっている。

当該署においては、被災者への聴取りを行うとともに、主治医から、石綿ばく露を示す医学的所見（胸膜プラーク、石綿小体、石綿繊維）は認められなかった旨の回答を得て決定したものであり、記事にあるように、調査が不十分とされるものではない。

石綿による肺がん事案の事務処理については、近々文書を発出することとしているが、石綿による疾病の請求事案のみならず、労災認定をめぐることは社会的に注目されているところであり、監督署の対応に誤解を生じさせるようなことはあってはならず、このため、請求人や相談者に対する懇切丁寧な対応はもとより、事実関係の把握のための調査の確実な実施と認定基準の適正な運用について、一層の徹底をお願いします。

また、当該事案は、石綿小体が確認されたことをもって取消決定がなされたものであるが、石綿ばく露作業の評価のみならず、石綿小体等の医学的所見の評価についても、疑義が生じた場合は速やかに職業病認定対策室あて相談されるよう、お願いします。

なお、審査請求事案についても同様に労災保険審理室あて相談されたい。

「石綿肺がん」労災認定

新潟労働局が逆転判断

アスベスト(石綿)が原因とみられる肺がんの男性に対し、新潟労働基準監督署が認定しなかつた労災を、労働基準監督署が管轄する新潟労働局が認めたことが分かった。石綿肺病に詳しい医師の

再検査で、石綿暴露の医学的証拠の一つである石綿小体が男性の肺から見つかり、判断が覆った。代表的な石綿肺病である中皮腫の2倍いるとされる石綿肺がんだが、労災認定者は少ない。今回の逆転認定は、調査を尽くさない労災認定行政への警鐘となりそうだ。

労働局が労基署の不支給決定を取り消し、労災認定されたのは新潟市内の元造船技術者(72)。

06年12月27日付の労働局の決定書などによると、男性は84年9月までの23年間、耐熱や断熱用に石綿製品が使われていた造船所内で新造船や修理を担当した。退職後の05年に県立病院で肺がん

と診断されたため、同年

10月に労災の療養補償給付を労基署に請求した。

しかし、労基署の審査では、暴露の医学的証拠は、暴露の医学的証拠であり労災認定の要件の胸膜ブランク・石綿小体・石綿繊維のいずれも、CTなどの画像フィルムや肺組織の病理学的所見から見つけることができず、労基署は06年4月に不支給決定をした。

男性は、被害者支援団体・新潟県安全衛生センターの協力で、ひらの亀戸ひまわり診療所(東京都)の名取雄司医師に再検査を依頼。光学顕微鏡を使って調べたところ、男性の乾燥肺から1センチあたり401本の石綿小体を検出。一般の人の35、44本より11倍も高いことが判明した。男性は、労

働局への審査請求に名取医師の意見書を出し、逆転につなげた。

国際的な基準では石綿肺がんは、胸膜や腹膜にできるがんである中皮腫の2倍いるとされる。しかし、労災認定をみると、06年度上半期で中皮腫は請求者の9割にあたる512人が認定されたのに対し、石綿肺がんは認定は328人で請求者の約6割だ。背景には、被害者にきちんと聞き取りをせず、喫煙が原因の肺がんとの区別ができていないことなどが指摘されている。(下地毅)

関西労働者安全センターの片岡明彦・事務局次長の話 肺がんに関して検査を尽くさずに労基署の安易な不支給決定がまかり通っているのが現状だ。これまで不支給とされた事例の見直しとやり直しが必要だ。